

氏名	榑木謙周
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	論文博第347号
学位授与の日付	平成10年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	日本古代労働力編成の研究

(主査)

論文調査委員 教授 鎌田元一 教授 藤井讓治 教授 上原真人

論文内容の要旨

本論文は、8・9世紀を中心とする時期の種々の労働力編成の実態や編成原理などの分析を通じて、当該期の国家と社会の関係を考察したものである。全体は、研究史の検討を行なった序章の他に、6章および補論から構成される。

序章「古代徭役研究と労働力編成論」では、徭役労働に関する北山茂夫・石母田正らの唯物史観に基づく研究、平野邦雄・彌永貞三・青木和夫・吉田孝らの実証主義的研究の意義と問題点を述べ、最近の「首長制論」に基づく諸研究についても批判的な検討を加える一方、歳役・雇役と王権との関係についての長山泰孝の指摘など、今後継承・発展すべき視点を明確にしている。また手工業労働に関する石母田正・浅香年木らの研究について、技術者の官僚システムへの取り込みについての実証的・理論的検討が不十分であることを指摘する。

第一章「律令制人民支配と労働力編成」では、律令制下の中央官司に編成された労働力のうち非技術的部門について分析し、京とその周辺の造営現場や写経所等では、遠方から徴発され比較的長期間在京する仕丁などの上京役丁と、在地での雇傭を基本とする和雇の労働力との、質を異にする二種の労働力が組み合わされて使役されていることを指摘する。このうちまず上京役丁については、里を単位とした徴発、太政官・民部省・左右衛士府などによる中央集権的な差配、租税として徴収された庸物の給付などの特徴に注目し、国家的力役として編成された側面を重視している。一方、存地雇傭の労働力については、功直・食料等の給付物の存在に規定され、公的強制力を過大に評価できない点に特徴があり、一部には官が被雇傭者の労働過程に直接関与しない請負形態が見られるという。このように、使役対象の労働力の性格の違いに規定され、編成する側の「官司」のあり方にも異なった側面が見られる点が明らかにされる。

第二章「上京役丁の給養システム—仕丁・衛士を中心に—」では、二種の労働力のうち、主に上京役丁に関わる史料の個別的検討を行ない、その給養のあり方を明らかにする。まず第一節では諸官司に配属された仕丁の食料等を請求した天平17年大糧申請文書を取り上げ、全文書についてその配列を復原し、その内容から仕丁・衛士制の特質を分析する。配列については、ほぼ職員令の官司記載順に貼り継がれたことを確認し、民部省の文書の内容や異筆追記などから、民部省の仕丁差配・大糧管理機能が具体的に窺えることを示す。第二節では仕丁や衛士に与えられる食料や「養物」支給の実態を分析している。仕丁・衛士に月ごとに支給される米とは別に、布・綿や銭などが与えられる「養物」の存在に注目し、月養物が大糧の一部を受け継ぐのに対し、国養物が出身戸の雑徭免除に由来することを想定する。そしてこのような養物が、令制前の部民制の資養物に由来する側面と共に、都城での生活を支える交換手段としての性格をもつ点にも目を向けるべきであるとする。

第三章「八・九世紀における徭役労働の実態」では、徭役労働の在地での実態の分析を行ない、初期荘園等の大規模開発の労働力や交通・運輸労働などに雇傭労働が広範に見られること、個人身負担を原則とする力役が、実際には代役料負担を媒介にして雇傭労働に転化する場面があることを明らかにする。そしてその歴史的背景として、中央・地方の有力農民以上の諸階層が稲などの動産を元手として私的な労働力編成を展開しつつあった状況や社会的分業の一定の発展を重視する。また、国家の財政目的に沿う脱穀などの稲穀調製作業について、8世紀以前には強制徭役労働的性格が強かったが、延暦期

にそのような労働を個別経営内で行なう方式に転換し、あわせて労働に対する対価支給が一般化することを述べる。

第四章「律令財政と労働力編成」では、労働を組織するための財源の中心をなす米を中心に、その財政的位置付けを試みる。まず第一節では米の収取構造を分析し、郡司より下の郡雑人層の精米への関与を明らかにする一方、米の荷札木簡を整理し、記載様式の相違を舂米宛行のあり方の違いに基づくとする仮説を提示する。また庸米、年料舂米のそれぞれの輸納形態について、前者は黒米、後者は白米を原則としていたとし、前者は役夫の食料、後者は官人食料という都城での消費の区別が輸納形態にも反映していたことを述べる。次いで第二節では、まず米の給付物としてのあり方を蔬菜と対比して論じ、官司の蔬菜需要に対しては流過程に依存して入手する割合が比較的大きいのに対し、官人・役夫への米の支給は現物納入されたものの再配分という性格が濃厚に見られることを指摘する。これは単に現物貢納的自然経済の反映ではなく、米が官人・役丁の労働を個別的に把握する手段として機能していたことを示すものと見る。一方、救貧財源としての米穀については、8世紀後半以降民間私富の蓄積を背景に糶糴等の流通を媒介とする政策が積極的にとられる点に特徴が見られるとする。

第五章「雇傭関係の歴史的意義」の第一節では、前章までの分析結果の理論的位置付けが試みられている。まず、資本主義以前の社会における雇傭労働を考えるための視点として、共同体内の個別経営の形成、都市の成立、社会的分業や商品交換の一定の展開、公権力の役割などの論点が提示される一方、日本古代の史料に即して、労働に対する支払ないし対価の算定が行なわれる契機が論ぜられる。すなわち労働力の商品化が基本的に見られない社会一般の特徴として、債務の有期的返済や所属を離れて働く労働力の移動が功直支払や算定の契機になっている事例が示されるとともに、日本古代の国家体制に即した特徴として、歳役や雑徭など公民に対する徭役賦課が功直算定の基礎となっている関係を重視すべきことが指摘される。第二節では、労働に対する給付物やその価値を表すものとして銭・布・稻を取り上げ、長屋王家木簡などの新史料にも注目しつつ分析を行なっている。布について歳役10日＝庸布2丈6尺の関係が労働日数に基づく価値基準として広く機能していたことを論証するとともに、稻における1功＝1束の基本的価値関係が存在し、それが少なくとも9世紀まで基本的に維持されていたことを明らかにする。そして、労働を基礎にした統一的な価値基準の歴史的前提として、令制以前の王権による労働力の直接的把握を想定し、具体的には徭役型ミヤケや子代との関係を示唆している。

第六章「律令制下の技術労働力編成—技術官人を中心に—」では、日本古代の技術労働力の編成について、特に「技術官人」という存在形態に着目しての検討が加えられる。第一節では、日本令と唐令との比較などから、唐制と比べて日本では手工業技能者を官人制のシステムに組み入れる点で大きな違いが見られることを述べ、このような日本の技術官人体制の特質を分析する。その結果、長上官が技術労働の教習を担い、技術の世代的継承・地域的伝播に重要な役割を果たしていたこと、手工業を中心とする種々の技術官人の昇進事例から、彼らの昇進ルートが制度化されていたことなどが明らかにされる。このように、日本では高度な技術労働力が官人制の昇進体系の中で再生産される構造になっており、それは彼らの官人としての給与が作業内容に密着しているあり方にも反映しているという。第二節では、上記の分析結果と中国の手工業労働力編成とを比較するために、中国史の研究成果も援用しながら先秦期から唐代に至る動向を検討している。具体的には、中国における士農工商の四民分業に基づく国制やイデオロギーとの関係で、工人の官人化が規制される社会的背景を論じている。一方、日本の古代にはそのような規制がなく、四民分業規定が制度的に継受されることがなかったことを述べ、分業に基づいて社会全体を編成するシステムが存在しなかった点に注目する。そしてそれが前記のような技術官人体制の存立構造と対応していることを指摘している。

補論「日本古代手工業論ノート—石母田正氏の所説の検討を中心に—」では、前章の論点と関連して、石母田によって提起された日本古代の手工業者の「カースト的形態」という理解が、理論的・実証的に成り立ちがたいことを述べる。また、都城の需要が地方の生産に直接的に反映し、国家による地域社会での生産編成が比較的容易に行なわれたのも、社会的に分業を編成するカースト的なシステムの不在が背景として考えられるとする。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本古代の国家と社会の関係を、8・9世紀を中心とする時期の種々の労働力編成の実態や編成原理などの分析を通じて考察しようとしたものである。それは各時代における労働力編成のあり方にこそ、当該期の社会および国家の歴史的特質が最も本質的、かつ鮮明な形で示されていると考えられるからに他ならない。日本古代の労働力編成の問題も、こ

の意味で従来多くの研究者の関心を集め、律令制の徭役制度を中心にすでに相当量の研究が蓄積されて今日に至っている。しかし特に1950年代以降、今日にまでつながる実証的研究の基礎が築かれ、深化されてきたのに比べ、その理論的・全体的把握という点ではなお多くの問題を残しているのが現状である。かつての唯物史観に基づく研究は、律令制下の徭役労働をその実態に対する詳細な追求・検討を欠いたまま、直ちに奴隸制・農奴制の社会構成論的範疇で論じる点に問題があり、近時の首長制論に基づく研究も、その理論的枠組み自体に強い疑義と批判が寄せられている。それは首長に体现された共同体的關係を基礎に、そこでの矛盾を中心として当該期の労働力編成の特質を捉えようとするものであるが、しかし徭役労働の在り地での実態分析によれば問題が多く、また国家的に労働力を編成する諸原理についても、首長制の理論から説明できない点にむしろ当該社会の特徴が見られることを論者は指摘している。

以上の点に鑑み、論者は単に徭役労働に限らず、また国家的労働力編成にのみとどまらず、当該期社会の諸部面において展開する雇傭労働、私的労働力編成をも視野に入れ、それら総体の有機的關係のもとに改めて日本古代の社会と国家を貫く労働力編成の原理を明らかにしようとする。本論文はこのような意図のもとになされた今日唯一といってよい日本古代労働力編成についての専著であり、個々の実証的成果もさることながら、まず何よりもこの点に大きな価値が認められる。全体は研究史の検討を行なった序章の他に、6章および補論から構成されるが、以下特に重要と認められる成果について述べることとする。

まず第一に、当該期における雇傭労働の研究が論者によって飛躍的に深められたことがあげられる。論者は当該期におけるその広範な存在を多様な具体例を以て実証するとともに、その発生の契機、および国家的徭役労働とそれとの有機的・相互規定的關係を、単に理論面からだけではなく、日本古代の史料に即して具体的に明らかにしている。雇傭労働の展開の背景には、中央・地方の有力階層が稲などの動産を元手として私的な労働力編成を展開しつつあった状況や社会的分業の一定の発展があるが、それが律令中央官司による労働力編成にも役丁と雇傭労働力との二重構造を余儀なくさせ、編成する側の官司のあり方をも規定したこと（第一章）、また雇傭労働の広範な展開が国家的徭役労働をも変質させ、その代役料負担を媒介にして雇傭労働に転化せしめる契機となったこと（第三章）、しかしその一方で、歳役や雑徭など律令国家の公民に対する徭役賦課が、功直算定の基礎となって雇傭労働の質を規定していたこと（第五章）などの指摘が重要である。律令制成立以前の時代については、史料的制約から、その労働力編成のあり方を具体的に知ることはなかなか困難であるが、恐らくそれとは段階を異にする8・9世紀固有の歴史の実態が、かなりの程度に闡明せられたといえることができる。

次に評価すべきは、雇傭労働の功直算定の基礎ともなる当該期の労働に対する価値基準を布・稲の両者について解明した点である（第五章）。このうち布に関しては、歳役10日＝庸布2丈6尺の關係は令に明記するところであるが、論者はこれが単に歳役とその代納物の關係にとどまらず、労働日数に基づく価値基準として広く貫徹し、機能していたことを論証した。この点、従来も漠然とは認識されていたことであるが、多面的かつ的確な史料操作によってそれを立証したことの意味は大きい。さらに、それにも増して重要なのが、稲における1功（1日の労働）＝1束の基本的価値關係が存在し、それが少なくとも9世紀まで基本的に維持されていたことを明らかにした点である。これは従来まったくといっていいほど認識されていなかった事実であり、日本古代の社会において稲がもった規定性を考えれば、はるか律令制以前の段階に遡って問題の探求を可能にしたものといえる。論者は、労働を基礎にした統一的な価値基準の歴史的前提として、令制以前の王権による労働力の直接的把握を想定し、具体的には徭役型ミヤケや子代との關係を示唆する以外、この1功＝稲1束の価値基準についてそれ以上の言及を行なっていないが、これを手がかりに考究しうる問題は多いと考えられる。

これらの他にも、正倉院文書中に多数現存する天平17（745）年の大糧申請文書の基礎的研究は優れたものである（第二章）。同文書は、日本古代の徭役労働の本源的形態を残すと目される仕丁についての基本史料であるが、従来その一部についてしかなされていなかった本来の配列の復原を全文書に及ぼし、それがほぼ職員令の官司記載順に貼り継がれていたことを確認している。論者自身、その結果を踏まえ、大糧支給担当官司である民部省の文書の内容や異筆追記の詳細な検討から、同省の仕丁差配・大糧管理機能の具体的様相を明らかにしているが、このような史料の基礎的研究は他にも裨益するところが大きい。

いま一つ、手工業労働力の編成に関して、手工業技能者を官人制システムに組み入れるという日本独特の形態が中国との対比を通じて明らかにされた点も特記に値する（第六章）。ただ、論者はこれをもっぱら中国における士農工商の四民分業に基づく国制やイデオロギーとの關係で論じ、日本の古代にはそのような規制がなく、四民分業規定が制度的に継受される

ことがなかった点にその理由を求めているが、それとともに日本古代における社会的分業の発達の未熟、そのような形態をとらなければ高度な技術労働力の再生産が困難であった事情も考慮されるべきであろう。

このように、本論文が日本古代史研究に寄与するところは大きく、上記以外にも丹念な調査に基づく実証的成果は多い。ごく一部の史料の読解に疑問がないわけではないが、それとて暇瑾というべきもので、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1998年5月14日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。